



# 鳥取県公報

平成 23 年 11 月 4 日 (金)  
号外第 107 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 規 則 鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則 (62) (障がい福祉課)・・・3

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

補助金の額の確定後に補助金に不足があったことが判明した場合における不足額の交付手続について定める。

2 規則の概要

(1) 交付額確定通知により確定された補助金の額が不足する場合におけるその不足額の交付については、知事が別に定める手続によるものとする。

(2) 施行期日は、公布日とする。

# 規 則

鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年11月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第62号

鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県特別医療費助成条例施行規則（昭和48年鳥取県規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。）を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(実績報告) 第7条 略</p> <p><u>(不足額の交付手続)</u> 第8条 <u>補助金の交付を受けた市町村長は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第18条第2項の交付額確定通知により確定された補助金の額が条例第3条第2項の補助金の額に不足しているときは、知事が別に定めるところにより、その不足額の交付を申請することができる。この場合においては、前3条の規定は、適用しない。</u></p> <p>(鳥取県補助金等交付規則との関係) 第9条 補助金の交付については、この規則に定めるもののほか、鳥取県補助金等交付規則の定めるところによる。</p>	<p>(実績報告) 第7条 略</p> <p>(鳥取県補助金等交付規則との関係) 第8条 補助金の交付については、この規則に定めるもののほか、鳥取県補助金等交付規則<u>（昭和32年鳥取県規則第22号）</u>の定めるところによる。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。